

○幸手市中間前金払取扱要綱

令和 2 年 3 月 3 1 日

告示第 5 0 号

(目的)

第 1 条 この告示は、幸手市契約規則（平成 1 1 年幸手市規則第 2 5 号）第 4 6 条第 2 項に規定する工事に要する経費の前金払に追加してする前金払（以下「中間前金払」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第 2 条 中間前金払の対象となる工事は、次に掲げる全ての要件を備えているものとする。

- (1) 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 2 7 年法律第 1 8 4 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項に規定する公共工事（土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。）であること。
- (2) 工事の契約金額が 1 件 5 0 0 万円以上であること。
- (3) 工事の契約期間が 2 月を超えるものであること。
- (4) 契約期間の 2 分の 1 を経過していること。
- (5) 工程表により契約期間の 2 分の 1 を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (6) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が契約金額の 2 分の 1 以上の額に相当するものであること。
- (7) 当初の前払金が支出済みであること。

2 前項の規定は、継続費及び債務負担行為（以下「継続費等」という。）に係る契約に対する中間前金払について準用する。この場合において、同項中「契約金額」とあるのは「当該会計年度における年割額」に、「契約期間」とあるのは「当該会計年度の契約期間」に、「既に行われた当該工事」とあるのは「既に行われた当該会計年度の工事」と読み替えるものとする。

(中間前金払により支払う前払金の割合等)

第 3 条 中間前金払により支払う前払金（以下「中間前払金」という。）の割合は、当該契約金額の 1 0 分の 2 以内で市長が定める額とする。

- 2 前項の規定による中間前払金の額は、5,000万円を限度とする。ただし、工事の性質上市長が特に必要と認めたときは、当該金額を増額することができる。
- 3 中間前払金の額に1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 4 継続費支弁の2年以上にわたる契約における中間前金払は、当該継続費の各年度の年割額に相当する部分の工事の金額に対してすることができる。
- 5 繰越明許費支弁の翌年度にわたる契約における中間前金払は、契約締結の当初における契約金額の総額に対してすることができる。

(中間前金払と部分払の選択)

第4条 部分払の請求の対象となる工事の受注者は、中間前金払・部分払選択届出書(様式第1号)を契約締結時に市長に提出し、中間前金払又は部分払のいずれかを選択するものとする。

- 2 前項の規定により選択した、中間前金払と部分払いについて、契約締結後にこの選択の変更をする場合は、中間前金払・部分払選択変更申請書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。この場合において、中間前金払又は部分払を行った後の選択の変更は、できないものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、継続費等の2年以上にわたる契約については、契約締結時に中間前金払を選択した場合であっても、各会計年度における年割額の範囲内で、当該会計年度における出来高部分に応じて当該会計年度末に部分払を行うことができるものとする。

(中間前金払の申請等)

第5条 中間前金払を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、認定請求書(様式第3号)に工事履行報告書(様式第4号)、実施工程表並びに着手前及び現況の工事写真を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の認定請求書が提出されたときは、第2条第1項各号の要件を満たしているかを調査し、その結果が妥当と認められるときは、認定調書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

(中間前金払の請求等)

第6条 前条第2項の規定による認定を受けた申請者は、速やかに中間前金払請求書(様式第6号)に保証事業会社(法に規定する保証事業会社をいう。)の保証証

書（原本）を添えて提出しなければならない。

2 中間前払金の支払時期は、中間前金払請求書を受理した日から起算して14日以内とする。

3 中間前払金は、申請者が第1項の保証証書に記載した前金払預託金融機関の口座に振り込むものとする。

（中間前払金の額の変更等）

第7条 市長は、中間前金払をした後、契約内容の変更により、契約金額に変更があった場合において、変更後の契約金額が当初の契約金額に10分の3を乗じて得た額以上の増額が生じたときは、変更後の中間前払金の額に相当する額から既に支払った中間前払金の額を差し引いた金額の範囲内の額を中間前払金として追加して支払うことができる。

2 中間前払金の支払を受けた者は、変更後の契約金額が当初の契約金額より減額した場合においては、既に支払を受けた前払金の額と中間前払金の額が変更後の契約金額の10分の6を超えることとなったときは、その超過した額を変更契約の締結後30日以内に返還しなければならない。

（中間前払金の使途制限）

第8条 中間前払金は、当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料として必要な経費以外の経費に充てることができない。

（中間前払金の返還）

第9条 中間前払金の支払を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、中間前金払の全部又は一部を返還しなければならない。

(1) 中間前払金を前条に規定する経費以外の経費に充てたとき。

(2) 契約を解除したとき。

(3) 中間前払金の支払を受けた者の責めに帰すべき理由により契約履行の進捗が著しく遅延したと認められるとき。

(4) 保証契約を解除したとき。

(5) その他市長が特に必要と認めたとき。

（遅延利息）

第10条 市長は、第7条第2項及び前条の規定に該当する場合において、返還すべき中間前金払を市長の指定する期日までに返還しないときは、当該返還期日の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき額に契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて得た金額を遅延利息として徴収することができる。

（その他）

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。